

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間、57年4月から同年7月までの期間、57年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 昭和57年4月から同年7月まで
③ 昭和57年10月及び同年11月

私は、夫の勤務先が不安定で、老後のことを考えて、昭和51年1月に自分で国民年金に加入して、保険料を納めてきた。

いつ、どのように加入手続を行ったかは、仕事が忙しかったこともあって全く覚えていないが、保険料については納付書が来る度に、納付期限に多少遅れることがあっても、何とかお金を工面して必ず納付してきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月、4か月及び2か月（計12か月）と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和51年1月に国民年金加入以後、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している（第3号被保険者期間を含む。）。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA町（現在は、B市）の国民年金被保険者納付記録票をみると、申立期間①は納付済みと記録されていることが確認でき、納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間②及び③の前後の国民年金保険料は納付済みであり、

申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないところ、納付意識が高い申立人が短期間の申立期間②及び③を未納とするのは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月6日に訂正し、B事業所における資格取得日に係る記録を同年4月6日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①及び②の事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年3月30日から同年4月6日まで
② 昭和32年4月6日から同年5月5日まで

平成19年7月31日に社会保険事務所に年金記録を確認したところ、社会保険事務所から、A事業所では昭和27年12月1日から32年3月30日までの期間とし、B事業所では32年5月5日から38年8月27日までの期間とされている旨の回答を受けた。

私は、昭和32年3月上旬、B事業所の事業主から「いつでも受け入れる。」と誘いを受け、当時、体調が良くなかったこともあり、自宅に近いB事業所に転職することを考えるようになった。一方、A事業所には、他に熟練者がいなかったことや事業主から慰留されていたことから退職できずに同年4月5日まで勤務し、同日に3月分給与を受領して突然退職した。

私は、両社を切れ目無く継続して勤務し、保険料を納めてきたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が昭和 32 年 3 月上旬に A 事業所の事業主に退職の意向を伝えたところ、当該事業主から慰留されたこと等から、同年 4 月 5 日まで勤務し、同日に給与を受け取った後に退職したこと、及び申立人が同事業所を退職した数日後、当該事業主に対し、同年 4 月 5 日までの残余の勤務日数に対応する日割りの給与を請求したところ、当該事業主から「保険料等を控除すると何も残らない。」と言われたが、突然退職した経緯もあって、それ以上請求しなかったことを詳細に記憶しており、申立人の供述には具体性がある。

また、申立期間①当時の同僚からは、「申立人は、几帳面な性格で、いい仕事をしており、昭和 32 年 4 月 5 日まで A 事業所で働いていたようだ。」と同年 4 月 5 日まで在籍していたことに肯定的な供述が得られた。

さらに、A 事業所における申立人の昭和 32 年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが給料計算書等により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、事業主が発行した勤務票（出勤状況及び給与の支給状況等を記載）の記録から、申立人が昭和 32 年 4 月 6 日から勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料計算書の保険料控除額から 6,000 円とし、申立期間②については、事業所が保管している申立人に係る勤務票の保険料控除額から 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、申立期間①及び②の事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日又は取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B支局における資格喪失日に係る記録を32年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月23日から同年2月1日まで
② 昭和32年7月31日から同年8月1日まで

年金裁定請求時に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和31年1月23日に株式会社A B支局に入局し、32年8月1日付けで本社C部へ転勤した後、36年4月17日に退職するまで継続して勤務していた。

また、事業主から交付された在職証明書があるので、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、厚生年金保険被保険者期間として計2か月間の未加入期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、在職証明書及び職員カードにより、申立人が昭和31年1月23日に株式会社A B支局に入局し、36年4月17日に退職するまで継続して勤務し(昭和32年8月1日に株式会社A B支局から本社C部に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和32年6月の社会保

険事務所の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 7 月 31 日と記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立期間当時の株式会社 A B 支局に入局した従業員について同社 B 支局の入局日と厚生年金保険の資格取得日を見ると、申立人と同様に試用として入局した従業員が入局翌月に厚生年金保険被保険者の資格取得していることが確認されることから、申立人についても、同社 B 支局に入局した日（昭和 31 年 1 月 23 日）の翌月 1 日に厚生年金保険の資格取得の加入手続が行われたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月19日から同年9月19日まで
平成20年6月に社会保険事務所で厚生年金保険の期間照会を確認したところ、A株式会社における資格が昭和46年8月19日に資格喪失している旨の回答を受けた。

私は、A株式会社に昭和45年4月3日から46年9月18日まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の資格喪失年月日が退職した1か月前の46年8月19日となっていることに納得がいかないため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者の記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人がA株式会社に昭和45年4月3日から46年9月18日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所の記録から36,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、一方で、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（A株式会社による資格喪失日：昭和46年

8月19日)を所持しており、これまでの調査結果を総合的に判断すると、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、当該事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 121

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、国民年金に保険料免除制度があることを地元の区長から聞いたので、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間の保険料について市役所で申請免除の手続をした。その後、昭和 54 年度分についても国民年金保険料免除申請書を提出した。翌 55 年度も免除申請書を提出したところ、窓口の担当者から「免除申請書は社会保険庁へ送付しておくが、保険料はいずれ納付しなければならない。3 か月分が無理なら 1 か月分ずつでも納付するように。」と説明されたので、昭和 55 年 4 月から 55 年度分の国民年金保険料を毎月市役所窓口で納付していた。56 年 3 月分を納付したとき、「毎月持参するのは面倒なので、来年度からは毎月納付することをやめます。免除申請は致しません。」と窓口の担当者によって帰ったことを覚えている。

昭和 55 年度分は毎月保険料を納付したのに免除期間となっていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の年金課の窓口で保険料を納付したと申し立てているが、免除期間に係る追納保険料は、国民年金法第 94 条に基づき、免除を受けた期間で先に経過した分から納付書によって銀行などの金融機関又は社会保険事務所で納めることとなっており、申立内容と符合しない。

また、当該市役所は、「過年度分について社会保険事務所用の納付書（手書き用）を作成して本人に渡していたが、収納代理業務は行っていない。申請免除している被保険者が、現年度分の国民年金保険料を市役所の

窓口へ持参した場合には、追納保険料としてしか納められないので、納期限終了後に納めるように指導していた。」と回答しており、申立期間当時、当該市役所において申立人が主張するような取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、当該市役所の国民年金被保険者台帳をみると申立期間は「免除」と押印されており、社会保険庁の記録と合致する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 7 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料相当額を銀行預金から引き出して、市役所から送られてきた納付書によって、申立期間の保険料をまとめた金額（10 万円程度）で一括納付したことを覚えている。

今回、私が社会保険事務所で納付記録を照会したことで行政側の誤りが判明し記録訂正されたこともあり、詳しく調べればほかに記録の誤りがあるに違いないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、行政側の誤りが判明（社会保険庁のオンライン記録が市町村の納付記録及び社会保険庁の特殊台帳の記録と相違）し、記録訂正されたこともあり、詳しく調べればほかに記録の誤りがあるに違いないと主張しているところ、申立期間を含めた納付記録をみると、市町村の納付記録、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳とも一致しており、不自然さは認められない。

また、申立人は、申立期間（40 か月）の国民年金保険料をまとめた金額で一括納付したと主張しているが、国民年金保険料は、納付期限から 2 年を経過すると時効となり、それ以降は納付できなくなることから申立期間（40 か月）の保険料を一括で納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付状況を具体的に記憶していないため、保険料の納付時期及び納付金額が不明である。

加えて、社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人には申立期間以外にも未加入期間及び未納期間が複数回みられる上、国民年金手帳記号番

号が連番で払い出されている申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料も未納となっている。

そのほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 123

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 11 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 51 年 3 月まで

私が大学生であった昭和 47 年当時、母の勧めもあり、亡父が付加保険料をつけて国民年金の加入手続をしてくれた。私は、大学時代にアルバイトをしており、国民年金保険料を納付するだけの収入があったので、自分の保険料（付加保険料を含む）を納めたこともあったと記憶している。納付方法は、毎月、月末に納税組合の地区担当者が自宅に来て家族四人分の保険料を集金し、集金台帳に押印しただけで領収書はもらった記憶が無い。申立期間について家族三人分が納付済みとなっているのに、私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月 27 日に払い出されており、47 年 11 月にさかのぼって資格取得したことが確認できる。この払出日を前提とした場合、申立期間の保険料については、特例納付や過年度納付による方法以外では納付することができないが、申立期間の保険料を納付していた申立人の父は平成 16 年に亡くなっており、具体的な納付方法について確認することができない上、申立人自身も父から特例納付や過年度納付を行ったことを聞いていないと供述している。

また、申立人は、国民年金加入手続時において付加保険料の申出も同時に行ったと主張しているが、付加保険料への加入は、昭和 52 年 11 月 18 日に行われていることが市町村国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録により確認することができる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録

を確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年12月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から47年12月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

平成19年7月2日に社会保険事務所で国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、夫が昭和45年4月に会社を退職した時には、国民年金に加入していなかったが、その後国民年金に加入し、私が自分と夫の保険料と一緒に銀行で納付していたので、自分の分だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和45年4月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、申立人が申立人及びその夫の保険料を銀行で一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年7月（2回目、1回目は昭和36年1月）に払い出されているところ、社会保険庁の特殊台帳をみると、申立人は、48年1月から同年3月までの分及び同年7月から49年3月までの分の保険料を50年10月31日に特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

また、特例納付及び過年度納付をした時点（昭和50年10月31日）においては、申立期間②については、制度上、特例納付及び過年度納付の対象とすることができない期間である上、60歳までに老齢基礎年金の受給要件を満たせるよう不足する分の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

さらに、昭和36年1月に払い出された国民年金手帳記号番号は、40年

に喪失者として管理されており、これにより納付したとは考え難い上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 26 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 23 年の春ごろに A 株式会社に入社し、27 年 10 月に B 事業所に転職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、資格取得した 1 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後 26 か月もの未加入期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後に A 株式会社における申立人の厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できること及び同僚等の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同僚についても申立人と同時に一度厚生年金保険被保険者資格を喪失させた後、再取得させていることが確認できる上、整理番号に欠番は無い。

また、A 株式会社の事業主は「申立期間当時の資料は無く、当時の事情を知る者がいないので何も分からない。申立てどおりの届出を行ったか否か、申立期間に係る保険料を納付していたかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。